

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づき令和5年6月8日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、1級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は、急性大動脈解離で緊急手術により一命を取り留め、現在も日常生活に大きな支障があり、主治医は病状や生活上の支障を総合的に勘案して身体障害1種1級の認定を行ったが、東京都において主治医意見をないがしろにして1種4級の手帳を交付したことは容認できない。

請求人の日常生活上の困難さは、活動能力の程度が「オ（1級相当）」であり、指定医師の所見どおり1級として認定すべきである。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用して、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 ６ 年 ７ 月 １ 日	諮問
令和 ６ 年 ９ 月 ２ ６ 日	審議（第９２回第２部会）
令和 ６ 年 １ ０ 月 ２ ３ 日	審議（第９３回第２部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

(1) 手帳の交付

法１５条１項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条４項は、知事は、申請に基づいて審査し、障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法別表は、５号において、身体障害の一つとして、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」を掲げている。

法１５条１項の規定による手帳の交付の申請の際提出する書類として、同項及び法施行規則２条１項１号（令和５年厚生労働省令第１２７号による改正前のもの）が医師の診断書を掲げていることから、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、同診断書に記載された内容を資料として判断を行うべきものと解される。

(2) 障害等級の認定

ア 等級表

法施行規則５条１項２号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条３項は、級別は等級表により定めるもの

とし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、心臓機能障害に係る部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりのもとなる。

級 別	心 臓 機 能 障 害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

イ 東京都における規則と認定基準

東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに当該規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（同解説を、以下「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分を示すと、別紙2のとおりである。

2 本件処分について

以下、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、検討する。

(1) 認定対象

等級表解説では、心臓機能障害の認定対象について、大動脈炎症候群、解離性大動脈、大動脈瘤等による障害で障害認定の対象となるの

は、心臓そのものの機能障害及び心臓に直接影響を及ぼす上行大動脈及び大動脈弓部の異常に起因する機能障害に限られるものであると定めている（別紙２・第４・３・(1)・イ）。

請求人の障害名は「心臓機能障害 上行大動脈人工血管置換術後」、原因となった疾病名は「急性大動脈解離（疾病）」とされていることから（別紙１・Ⅰ・①及び②）、本件障害は、上行大動脈の異常に起因する機能障害として、心臓機能障害の認定対象となる。

(2) 心臓機能障害の等級

本件診断書上、「臨床所見」で「有・無」を選択する項目は、「胸痛」が「有」とされているほかは６項目が「無」とされ、心拍数「６６」とあるが脈拍数は記載されておらず、血圧は「最大１２０ 最小７０」とされ、心音は「順 雑音なし」とされている（別紙１・Ⅱ・１）。

等級表解説では、診断書の「活動能力の程度」の欄と等級の関係について「オ」に該当する場合は、等級表の１級相当とされているところ（別紙２・第４・１・(注)）、本件診断書の活動能力の程度は、「オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムス・ストークス発作が起こるもの」が選択されており（別紙１・Ⅱ・６）、障害等級１級に該当するかのようにもみえる。

しかし、１８歳以上の者の心臓機能障害について障害等級１級に該当する障害は、等級表解説第４・１・(1)・アの a から h までの各項目のいずれか２つ以上の所見が必要とされているところ（別紙２・第４・１・(1)・ア）、本件診断書によれば、胸部エックス線所見は心胸比５０％とされ（別紙１・Ⅱ・２）、a の心胸比０．６０以上のものに該当せず、心電図所見は「心房負荷像」が「左房」（これは a から h までのいずれもの項目にも該当しない。）、「心房細動（粗動）」が「有」とされているほかは全て「無」が選択されている（同・３）。そうすると、本件診断書において a から h までの各項目に該当する可能性がある所見は、f 「心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が１０以上のもの」の１項目のみであり、本件障害は障害等級１級には該当しない。

次に、障害等級３級に該当する障害は、上記障害等級１級について定める等級表解説第４・１・(1)・アの a から h までの各項目のうちいずれかの所見が必要とされているところ（別紙２・第４・１・(2)）、

本件診断書において f に該当する可能性がある「心房細動（粗動）」について、本件医師は、処分庁に「（前略）心房細動のみであり、心拍数に対する脈拍数の欠損が 10 以上のものに該当しない（後略）」旨を回答したことが認められる。そうすると、本件診断書の「心房細動（粗動）」の所見は、f の要件「心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が 10 以上のもの」を満たさず、本件障害は障害等級 3 級にも該当しない。

障害等級 4 級に該当する障害は、等級表解説第 4・1・(3)・アの a から d までのいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会でのきわめて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるものとされているところ（別紙 2・第 4・1・(3)・ア）、本件診断書の「心房細動（粗動）」の所見は、このうちの「a 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの」に該当すると認められる。

- (3) 以上のとおり、本件診断書等について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、障害等級 1 級及び 3 級の要件を満たさず、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4 級）として、障害等級 4 級と判断するのが相当であり（別紙 2・第 4・1・(3)・ア）、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、主治医は病状や生活上の支障を総合的に勘案して 1 級と認定しており、その所見どおり 1 級として認定すべきである旨を主張する。

しかし、本件診断書の記載に基づいて、身体障害者手帳認定審査会の審査結果及び本件医師からの回答を踏まえつつ、処分庁が障害等級 4 級と認定した判断は適切といえ、請求人の主張をもって本件処分を取り消すことはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙 1 及び別紙 2 (略)